高事第１０９８号

令和２年４月14日

通所・短期入所サービス事業所　管理者様

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく

介護サービス事業所（通所・短期入所サービスに限る。）への要請について

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に対する取組みにつきましても、ご協力いただき誠にありがとうございます。

これまで本府では、令和２年４月７日から同年５月６日までの間、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第24条に基づく都道府県対策本部長の権限により、大阪府の緊急事態措置として、同条第9項に規定によるイベントの開催自粛の要請及び第45条第1項の規定による外出自粛の要請を実施してきたところです。

さらに、４月13日に第12回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、「外出自粛の要請」と「イベントの開催自粛の要請」だけではオーバーシュート（感染爆発）の危険性があることから、新たに「施設の使用制限の要請」等を行うこととしました。

社会福祉施設等につきましては、基本的に休止を要請しない施設に分類されておりますが、特措法第24条第9項に基づき、適切な感染防止対策についてご協力をお願いいたします。特に、通所又は短期間の入所の利用者に対して、家庭での対応が可能な場合には、可能な限り、サービス利用を自粛いただくようお願い申し上げます。

|  |
| --- |
| 【担当】大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課居宅グループ　山本・三浦代表　06－6941-0351（内線4488） |